



島根労働局発表
平成28年12月13日(火)

担 島根労働局職業安定部職業対策課
当 職業対策課長 米原 幸男
障害者雇用担当官 沖田 博司
TEL 0852-20-7022

平成28年「障害者の雇用状況」の集計結果を公表します

～ 障害者実雇用率は2.17%となり、対前年比0.04P上昇
法定雇用率達成企業の割合は66.3%となり、対前年比1.7P上昇 ～

島根労働局(局長 ^{あさの}浅野 ^{しげみつ}茂充)では、平成28年6月1日現在の県内の民間企業及び公的機関における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況を取りまとめました。

障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)で障害者を雇用することが義務づけられている事業主等に対して、毎年6月1日現在の障害者の雇用状況の報告を求めており、同法の規定に基づき報告のあった「50人以上規模」の企業525社及び地方公共団体等の状況を取りまとめたものです。

○集計結果の主なポイント

1 島根県の民間企業(法定雇用率2.0%)

① 実雇用率は2.17%となり、対前年比0.04P上昇しました。(全国平均は1.92%)

(注) 実雇用率とは、法で雇用義務の生じる規模(50人以上)の企業で雇用される障害者数をその常用労働者数で除した率。 【表1・グラフ】【表7】

② 法定雇用率を達成している企業割合は66.3%(348社)となり、対前年比1.7P上昇しました。(全国平均は48.8%) 【表2】

2 島根県の公的機関(法定雇用率2.3%。都道府県等の教育委員会は2.2%)

① 実雇用率

県の機関は2.38%となり、対前年比0.02P減少しました。

市町村等の機関は2.43%となり、対前年比0.04P上昇しました。

特殊法人等は2.26%となり、対前年比0.10P減少しました。

教育委員会は2.22%となり、対前年比0.17P上昇しました。

(注) 教育委員会には、法定雇用率2.2%が適用される島根県教育委員会、松江市教育委員会を計上しています。法定雇用率が市町村等と同じ2.3%が適用される市町村教育委員会は、市町村等に計上しています。

② 法定雇用率を達成している機関数

県の機関は、3機関（対象機関 3機関）でした。

市町村等の機関は、32機関（対象機関 32機関）でした。

特殊法人等は、1機関（対象機関 2機関）でした。

教育委員会は、2機関（対象機関 2機関）でした。

【表4・5・6】

（注）未達成の特殊法人等は、平成28年11月1日現在で障害者の雇用不足を解消し、法定雇用率を達成しています。

○島根労働局・ハローワークの今後の取組み

- 1 民間企業においては、法定雇用率達成指導を厳正に実施します。
特に、300人以上規模の未達成企業への継続的指導及び法定雇用義務数が1人の企業（企業規模50～99人）に対し、雇用実現に向けた就職支援を重点的に実施します。
- 2 公的機関は、現時点では、全ての機関が法定雇用率を達成していますが、引き続き実雇用率の維持と更なる障害者雇用への取組み強化を求めています。
- 3 平成30年度からの精神障害者の雇用義務化により、法定雇用率の引き上げが見込まれることを踏まえ、就職促進・職場定着支援を積極的に実施します。

【参考】法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体等は、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する人数以上の障害者を雇用しなければならないこととされています。（法第38条及び第43条）

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者です。（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではありませんが、精神障害者保健福祉手帳を保持されている方を雇用している場合は、実雇用率に算定することができます。）

【民間企業】 一般の民間企業 2.0%

（50人以上規模の企業）

特殊法人等 2.3%

（労働者数43.5人以上規模の特殊法人及び独立行政法人）

【国、地方公共団体】 2.3%

（43.5人以上規模の機関）

【都道府県等の教育委員会】 2.2%

（45.5人以上規模の機関）

（ ）内は、それぞれの割合によって、1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業または機関の規模です。

* 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされます。

* 短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）は、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者については1人とし、重度以外の身体障害者又は重度以外の知的障害者及び精神障害者については、0.5人としてカウントされます。

平成28年「障害者の雇用状況」集計結果

島根労働局

1. 民間企業における雇用状況について

(1) 実雇用率

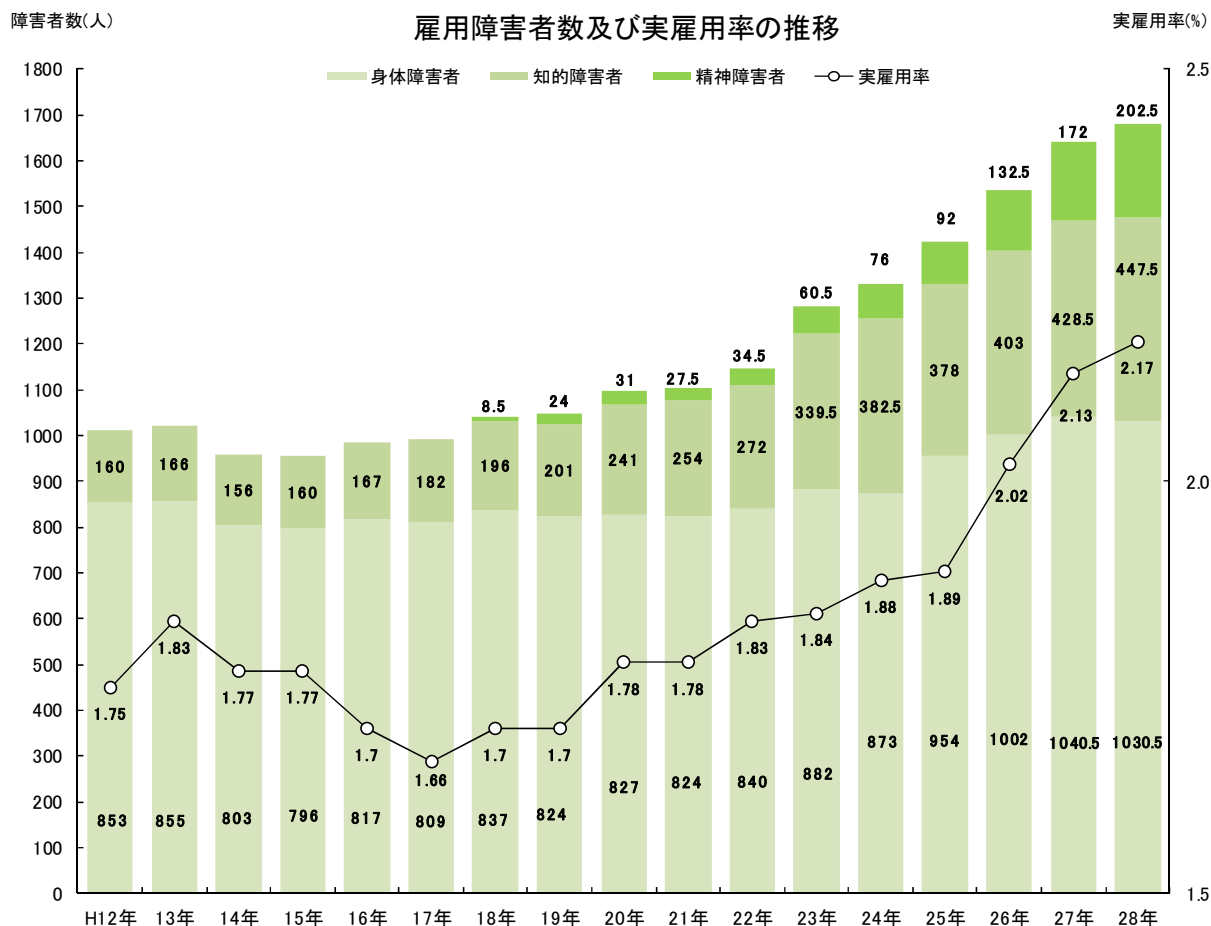
法定雇用率2.0%が適用される民間企業（常用労働者数50人以上規模企業）における実雇用率は2.17%で、前年比で0.04ポイント上昇した。

【表1】

平成28年6月1日現在

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④法定雇用率達成企業数 / 企業数 (企業)	⑤達成割合 (%)
民間企業	77,289.0	1,680.5	2.17	348 / 525	66.3
	(77,212.5)	(1,641.0)	(2.13)	(338) / (523)	(64.6)

- (注) 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、雇用されている常用労働者数から、障害者の就業が困難であると認められる業種において、一定割合の労働者数を除外した人数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとして2.0カウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 () 内は、平成27年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は、平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。



(2) 法定雇用率達成企業割合

法定雇用率を達成している企業割合は66.3%（348社）で、対前年比1.7ポイントの上昇となった。これを企業規模別で見ると、50～99人規模企業は66.1%（199社）、100～299人規模企業は67.2%（125社）、300～499人規模企業は54.5%（12社）、500～999人規模企業は66.7%（8社）、1,000人以上規模企業が100%（4社）であった。

【表2】

平成28年6月1日現在

(人)	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 法定雇用率 / 達成企業の数 (企業)	⑤ 達成割合 (%)
規模計	77,289.0 (77,212.5)	1,680.5 (1,641.0)	2.17 (2.13)	348 / 525 (338 / 523)	66.3 (64.6)
50～99	20,592.0 (21,229.5)	425.5 (441.0)	2.07 (2.08)	199 / 301 (202 / 308)	66.1 (65.6)
100～299	29,387.0 (28,431.5)	607.0 (554.5)	2.07 (1.95)	125 / 186 (111 / 177)	67.2 (62.7)
300～499	8,186.0 (7,891.0)	219.0 (211.5)	2.68 (2.68)	12 / 22 (13 / 21)	54.5 (61.9)
500～999	7,408.0 (8,235.5)	182.0 (200.0)	2.46 (2.43)	8 / 12 (9 / 13)	66.7 (69.2)
1,000～	11,716.0 (11,425.0)	247.0 (234.0)	2.11 (2.05)	4 / 4 (3 / 4)	100.0 (75.0)

(注) () 内は、平成27年6月1日現在の数値である。

(3) 産業別状況

法定雇用率2.0%を上回った産業は、「医療、福祉（2.62%）」、「製造業（2.35%）」、「サービス業（2.29%）」、「複合サービス事業（2.02%）」、の順となっている。

【表 3】

平成28年6月1日現在

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④法定雇用率達成 / 企業数 企業の数	⑤達成割合
産業別	77,289.0 人 (77,212.5 人)	1,680.5 人 (1,641.0 人)	2.17 % (2.13 %)	348 / 525 (338 / 523)	66.3 % (64.6 %)
農業、林業	465.5 人 (502.5 人)	9.0 人 (9.5 人)	1.93 % (1.89 %)	6 / 6 (7 / 7)	100.0 % (100.0 %)
漁業	0.0 人 (0.0 人)	- 人 (- 人)	- % (- %)	- / - (- / -)	- % (- %)
鉱業、採石業、砂利採取業	55.0 人 (0.0 人)	0.0 人 (- 人)	0.0 % (- %)	0 / 1 (- / -)	0.0 % (- %)
建設業	3,365.5 人 (3,295.5 人)	67.0 人 (66.0 人)	1.99 % (2.00 %)	27 / 38 (31 / 39)	71.1 % (79.5 %)
製造業	19,126.5 人 (19,492.5 人)	450.0 人 (434.5 人)	2.35 % (2.23 %)	99 / 125 (90 / 133)	79.2 % (67.7 %)
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0 人 (0.0 人)	- 人 (- 人)	- % (- %)	- / - (- / -)	- % (- %)
情報通信業	1,131.5 人 (1,648.5 人)	11.5 人 (18.5 人)	1.02 % (1.12 %)	2 / 10 (2 / 10)	20.0 % (20.0 %)
運輸業、郵便業	2,010.5 人 (1,945.5 人)	37.5 人 (43.0 人)	1.87 % (2.21 %)	10 / 17 (11 / 16)	58.8 % (68.8 %)
卸売業、小売業	12,119.5 人 (12,227.0 人)	226.0 人 (227.0 人)	1.86 % (1.86 %)	40 / 72 (39 / 70)	55.6 % (55.7 %)
金融業、保険業	4,164.5 人 (4,316.0 人)	78.0 人 (74.0 人)	1.87 % (1.71 %)	4 / 8 (4 / 10)	50.0 % (40.0 %)
不動産業、物品賃貸業	258.0 人 (551.0 人)	3.5 人 (4.0 人)	1.36 % (0.73 %)	1 / 3 (0 / 5)	33.3 % (0.0 %)
学術研究、専門・技術サービス業	1,411.5 人 (1,193.0 人)	17.0 人 (15.0 人)	1.20 % (1.26 %)	9 / 16 (6 / 13)	56.3 % (46.2 %)
宿泊業、飲食サービス業	1,945.0 人 (1,823.5 人)	37.0 人 (31.0 人)	1.90 % (1.70 %)	11 / 21 (12 / 20)	52.4 % (60.0 %)
生活関連サービス業、娯楽業	2,001.0 人 (1,816.0 人)	37.5 人 (35.5 人)	1.87 % (1.95 %)	13 / 19 (11 / 17)	68.4 % (64.7 %)
教育、学習支援業	843.0 人 (713.5 人)	7.0 人 (6.0 人)	0.83 % (0.84 %)	2 / 10 (2 / 8)	20.0 % (25.0 %)
医療、福祉	18,702.5 人 (18,607.5 人)	489.5 人 (473.0 人)	2.62 % (2.54 %)	96 / 134 (94 / 133)	71.6 % (70.7 %)
複合サービス事業	4,398.5 人 (4,293.5 人)	89.0 人 (84.0 人)	2.02 % (1.96 %)	4 / 5 (2 / 3)	80.0 % (66.7 %)
サービス業(他に分類にされないもの)	5,291.0 人 (4,787.0 人)	121.0 人 (120.0 人)	2.29 % (2.51 %)	24 / 40 (27 / 39)	60.0 % (69.2 %)

(注) () 内は、平成27年6月1日現在の数値である。

2. 地方公共団体等における雇用状況

法定雇用率2.3%が適用される県、市町村、特殊法人等の機関における実雇用率をみると県の機関は2.38%、市町村等の機関は2.43%、特殊法人等は2.26%となり、前年との比較では、市町村等の機関は0.04ポイント上昇、県の機関は0.02ポイント、特殊法人等は0.1ポイントそれぞれ減少した。

また、法定雇用率2.2%が適用される県等の教育委員会における実雇用率は2.22%で、前年より0.17ポイント上昇した。

① 法定雇用率2.3%が適用される地方公共団体等

【表4】

平成28年6月1日現在

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数 (機関)	⑤達成割合 (%)
県の機関	4,673.5	111.0	2.38	3 / 3	100.0
	(4,694.5)	(112.5)	(2.40)	(2) / (3)	(66.7)
市町村の機関	7,989.0	194.0	2.43	32 / 32	100.0
	(7,945.0)	(190.0)	(2.39)	(29) / (32)	(90.6)
特殊法人等	2,076.5	47.0	2.26	1 / 2	50.0
	(2,034.5)	(48.0)	(2.36)	(1) / (2)	(50.0)

(注) 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ()内は、平成27年6月1日現在の数値である。

② 法定雇用率2.2%が適用される県等の教育委員会

【表5】

平成28年6月1日現在

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数 (機関)	⑤達成割合 (%)
教育委員会	5,996.0	133.0	2.22	2 / 2	100.0
	(5,970.0)	(122.5)	(2.05)	(1) / (2)	(50.0)

(注) 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

3 ()内は、平成27年6月1日現在の数値である。

③機関別障害者の雇用状況

【表 6】

平成28年6月1日現在

法定雇用率	機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④不足数 (人)
2.3 %	島根県	3,841	91.5	2.38	0
	島根県病院局	494	12	2.43	0
	島根県警察本部	338.5	7.5	2.22	0
2.3 %	松江市	1,109.5	30	2.70	0
	浜田市	636	14	2.20	0
	出雲市	911.5	21	2.30	0
	益田市	365	10	2.74	0
	大田市	481.5	13	2.70	0
	安来市	427	9	2.11	0
	江津市	325	9	2.77	0
	雲南市	400	10	2.50	0
	奥出雲町	227.5	6	2.64	0
	飯南町	128	2	1.56	0
	川本町	82.5	1	1.21	0
	美郷町	116	3	2.59	0
	邑南町	216	5	2.31	0
	津和野町	155.5	4	2.57	0
	吉賀町	91	3	3.30	0
	海士町	76	1	1.32	0
西ノ島町	85.5	2	2.34	0	
隠岐の島町	191	4	2.09	0	
2.3 %	浜田市教育委員会	187	4	2.14	0
	出雲市教育委員会	119	3	2.52	0
	益田市教育委員会	51	1	1.96	0
	大田市教育委員会	118.5	3	2.53	0
	安来市教育委員会	71	1	1.41	0
2.3 %	松江市上下水道局	128	4	3.13	0
	松江市交通局	53	2	3.77	0
	松江市立病院	405	10	2.47	0
	出雲市立総合医療センター	133.5	4	3.00	0
	安来市立病院	104	2	1.92	0
	雲南市立病院	177	4	2.26	0
	隠岐広域連合立隠岐病院	124.5	2	1.61	0
	大田市立病院	184	5	2.72	0
邑智郡公立病院組合	109	2	1.83	0	
2.2 %	島根県教育委員会	5,793	128	2.21	0
	松江市教育委員会	203	5	2.46	0
2.3 %	国立大学法人 島根大学	1,890	40	2.12	3 ※
	公立大学法人 島根県立大学	186.5	7	3.75	0

※国立大学法人 島根大学は、平成28年11月1日現在で、障害者の雇用不足を解消し、法定雇用率を達成しています。

(参考) 都道府県別民間企業の実雇用率・達成企業割合の状況

【表7】

実雇用率			達成割合			
			平成28年6月1日現在			
都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	都道府県名	法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数
全国	1.92	0.04	全国	48.8	1.6	43,569 / 89,359
1 奈良	2.60	0.20	1 佐賀	73.1	1.8	399 / 546
2 山口	2.47	△0.04	2 宮崎	66.9	△1.7	486 / 727
3 大分	2.46	0.03	3 島根	66.3	1.7	348 / 525
4 岡山	2.45	0.16	4 和歌山	64.7	3.0	355 / 549
5 佐賀	2.43	0.06	5 徳島	63.7	△0.5	269 / 422
6 和歌山	2.41	0.25	6 高知	62.4	1.3	299 / 479
7 沖縄	2.34	0.05	7 鹿児島	61.5	2.5	672 / 1,092
8 宮崎	2.32	0.08	8 大分	61.2	2.5	462 / 755
9 福井	2.31	△0.01	9 三重	60.8	5.1	635 / 1,044
10 長崎	2.21	0.07	10 奈良	60.4	1.8	336 / 556
11 高知	2.20	0.06	11 沖縄	60.4	0.1	533 / 883
12 熊本	2.19	0.00	12 長野	60.2	0.7	908 / 1,508
13 島根	2.17	0.04	13 鳥取	59.1	4.3	250 / 423
14 鹿児島	2.16	0.07	14 滋賀	58.8	△0.3	445 / 757
15 鳥取	2.11	0.12	15 長崎	58.4	1.0	539 / 923
16 徳島	2.09	0.05	16 新潟	57.8	3.4	993 / 1,719
17 滋賀	2.09	0.11	17 香川	57.8	2.1	451 / 780
18 岩手	2.07	0.08	18 秋田	57.8	0.3	400 / 692
19 北海道	2.06	0.11	19 富山	57.5	1.3	557 / 968
20 三重	2.04	0.07	20 熊本	57.4	1.1	662 / 1,153
21 長野	2.02	0.04	21 栃木	57.3	2.2	615 / 1,074
22 京都	2.02	0.05	22 福井	56.8	3.6	370 / 651
23 広島	1.99	0.04	23 岐阜	56.7	1.7	792 / 1,396
24 青森	1.98	0.09	24 石川	56.5	2.2	537 / 951
25 兵庫	1.97	0.00	25 群馬	56.4	4.1	754 / 1,336
26 山形	1.96	0.03	26 岩手	56.3	2.2	520 / 923
27 富山	1.96	0.05	27 山形	56.3	2.9	482 / 856
28 岐阜	1.95	0.06	28 山梨	56.3	0.5	312 / 554
29 福岡	1.95	0.07	29 山口	55.7	0.9	480 / 861
30 埼玉	1.93	0.07	30 青森	54.2	2.7	473 / 872
31 新潟	1.93	0.08	31 茨城	53.9	0.8	753 / 1,398
32 山梨	1.92	0.09	32 福島	53.6	3.1	707 / 1,319
33 香川	1.91	0.03	33 岡山	53.2	1.9	719 / 1,352
34 秋田	1.90	0.06	34 兵庫	51.9	0.1	1,599 / 3,078
35 栃木	1.90	0.08	35 愛媛	51.7	3.1	476 / 920
36 静岡	1.90	0.04	36 北海道	51.5	1.6	1,677 / 3,257
37 福島	1.90	0.06	37 千葉	51.5	2.5	1,114 / 2,163
38 茨城	1.90	0.07	38 静岡	51.4	2.0	1,355 / 2,635
39 群馬	1.90	0.10	39 福岡	51.2	1.0	1,732 / 3,385
40 宮城	1.88	0.09	40 京都	50.6	0.9	868 / 1,714
41 大阪	1.88	0.04	41 宮城	50.0	3.4	706 / 1,411
42 石川	1.88	0.02	42 埼玉	49.0	3.2	1,389 / 2,837
43 神奈川	1.87	0.05	43 広島	48.2	0.9	1,023 / 2,124
44 愛媛	1.87	0.05	44 愛知	47.2	1.8	2,662 / 5,641
45 千葉	1.86	0.04	45 神奈川	46.7	2.7	2,006 / 4,295
46 愛知	1.85	0.04	46 大阪	45.3	1.3	3,265 / 7,215
47 東京	1.84	0.03	47 東京	33.2	1.1	6,184 / 18,640

(注) 都道府県別の状況は、企業の主たる事業所（特例子会社等の認定を受けている企業にあたっては、その親会社の主たる事業所）が所在する都道府県において、集計したものである。